

告 示

埼玉県告示第八百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

上福岡東ショッピングプラザ

埼玉県ふじみ野市大原二―一―三十

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番地一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

令和元年八月二十六日